

## 指名停止業者一覧表

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1 独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年5月7日から 令和7年8月6日まで (3か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第6号	令和7年5月7日	エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置 の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な 取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行つ ていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員 会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受 けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。
2 不正又は不誠実な行為	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 日本キャタピラー合同会社 職務執行者 本田 博人	令和7年7月16日から 令和7年8月15日まで (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和7年7月16日	左記業者は、令和7年7月11日に開札した南 房総市発注の「千倉清掃センター重機購入」にお いて、落札候補者となつたにもかかわらず、入札 書記載金額の誤りを理由に落札候補者の辞退を 申し出た。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。
3 契約違反	館山市長須賀9番地 株式会社ヤマス 代表取締役 鈴木 章太	令和7年9月11日から 令和7年9月24日まで (2週間)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第1第4号	令和7年9月11日	左記業者は、令和7年7月31日に契約を締結 した「ネットワーク対応型電子複合機販貸借及び 保守業務」において、仕様書に定められている複 合機を納品できず、令和7年8月27日に契約解 除に至った。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。
4 不正又は不誠実な行為	東京都板橋区舟渡4丁目7番1号 三菱ふそうトラック・バス株式会社 南関東ふそう 支配人 高木 克敏	令和7年10月10日から 令和7年11月9日まで (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和7年10月10日	左記業者は、令和7年9月12日に開札した南 房総市発注の「塵芥車購入(2t車2台)」にお いて、落札候補者となつたにもかかわらず、入札 のために見積もつた車両が仕様書と相違するこ とが判明したことを理由に落札候補者の辞退を申 し出た。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。
5 独占禁止法違反行為	東京都渋谷区本町1丁目13番3号 株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役社長 横井 輝明	令和8年1月9日から 令和8年4月8日まで (3か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第5号	令和8年1月9日	左記業者は、地方公共団体等が発注する跨線 橋点検業務における入札において、独占禁止法 第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反す る行為を行つていたとして、令和7年12月19日、 公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金 納付命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。

## 指名停止業者一覧表

	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	独占禁止法違反行為	東京都台東区上野七丁目11番1号 日本交通技術株式会社 代表取締役社長 舘山 勝	令和8年1月9日から 令和8年7月8日まで (6か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第5号	令和8年1月9日	<p>左記業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このことは、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止を行うものである。</p>